

適格認定（学業成績）において2回連続「警告」により「廃止」となった者の再支援について

現行

○適格認定（学業成績）において、次のいずれかに該当した場合は「警告」となり、2回連続して「警告」となった場合は「廃止」。

【警告となる基準】

1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。
3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

○「廃止」となった場合、再度の支援は認められない。



今後（令和5年度以降）

○2回連続して「警告」となり「廃止」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみの場合、支給が行われないこととなるが、次の学業成績の判定の際、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲」を上回る等の要件を満たした場合、再支援を可能とする。

支援再開のパターン（大学の例）

1年生	2年生	3年生		4年生
適格認定の結果	適格認定の結果	支援の状況	学業成績の判定結果	支援の状況
警告（GPA含む）	警告（GPAのみ）	支援なし	○	支援再開
警告（GPA以外）	警告（GPAのみ）	支援なし	○	支援再開

支援再開のパターン（専門学校（2年制）の例）

1年生前期	1年生後期	2年生前期		2年生後期
適格認定の結果	適格認定の結果	支援の状況	学業成績の判定結果	支援の状況
警告（GPA含む）	警告（GPAのみ）	支援なし	○	支援再開
警告（GPA以外）	警告（GPAのみ）	支援なし	○	支援再開

詳細については、文部科学省・日本学生支援機構から別途お知らせします。（2月下旬頃の予定）